

穴水ウィンドアンサンブル 備品事務取扱手続

1 通則

1－1（通則）

穴水ウィンドアンサンブル(以下、「団という。」)における備品に関する事務は、この備品事務取扱手続に定めるところによる。（注）

（注） 備品とは、団が所有している動産のうち、次のもの以外のものをいう。

- （1）現金
- （2）預貯金

1－2（分類）

団における備品の分類は、次表のとおりとする。

分 類	内 容
所有品	団が購入または寄付等で受け入れ等で所有している備品のうち、楽譜及び消耗品以外のもの
楽 譜	楽譜班が管理する備品(原譜、コピー譜など)
消耗品	所有品、楽譜以外のもの(コピー用紙など)
借用品	運営の必要により供用を目的として借り入れた備品

1－3（備品班）

（1）構成

備品班は、団規約の第8条の2に定める構成とする。

（2）備品班の範囲

備品班は、団の備品のうち「所有品」及び「借用品」についての維持管理を行う。

（3）備品管理

- ① 備品班は、本団体の備品目録(様式1及び様式2)を作成し、これを管理するものとする。
- ② 破損等につき不足物品が出た場合は常任役員に諮り購入できるものとする。

2 備品の取扱い

2-1 (購入)

団で購入したい備品が生じた場合の取扱いは、団規約第11条では常任役員に諮ることとなっているが、運営の合理性を図るため、次のとおり区分することとする。

① 購入金額が1万円以下の場合は、団長へ口頭での申し出のうえ承認をもらい、原則立替払いで購入し、領収書等にて会計で精算する。

購入代金が1万円を超える場合は、常任役員に諮り、場合によっては立替払いを行わず会計予算より支払いを行う。

② 購入した備品のうち、所有品については備品班へ交付し、備品班は備品目録に登録のうえ受け入れする。

2-2 (借り入れ)

団名義で備品を借用する場合の取扱いは、団規約10条に定めるとおりとし、借り入れ後は、所有品については備品班へ交付し、備品班は備品目録に登録のうえ受け入れする。

2-3 (寄付受け)

(1) 寄付受けできる備品の基準

備品の寄付受けについては、次の条件を満たす場合に限り、備品の寄付受けを受けることができる。

① 当該寄付の申出が純粋に自発的好意に基づくものであること。

② 当該寄付を受けることにより、第三者が疑惑を起こすおそれがないこと。

③ 当該備品の使用、処分等に当たって、何らの条件も付されていないものであること。

④ 当該備品が団の運営上支障を及ぼさないことはもちろん、その維持管理に要する費用が、会計予算を圧迫しない範囲内で措置できること。

(2) 寄付受けの処理

団長は、寄付受けする備品の分類を決定したうえ、これを受け入れる。

寄付受けした備品のうち、「所有品」については備品班へ交付し、備品班は備品目録に登録のうえ受け入れする。

2-4 (団員への借用)

団員が「所有品」又は「借用品」を使用したい場合は、借用書(様式3)を備品班の班長に提出し、団長の承認をうけたうえ、使用者に交付する。

なお、使用者は借用した備品について、故意又は過失を問わず、備品を亡失し、又は損傷したときは、相当の価格を団に弁償することとする。

また、借用期間は原則1年以内とする。

2－5（使用中の備品の把握）

備品班は、使用者が使用中の「所有品」及び「借用品」について、備品目録に使用者の氏名を記入する等適宜の方法により、使用者別に現品の所在を把握しておく。

2－6（不用品等の処理）

備品班は、自ら、又は使用者若しくは常任役員等からの申出により、その取扱い又は使用に係る備品のうち使用する必要がなくなった備品、使用できなくなった備品又は修繕若しくは改造を要する備品があることを知ったときは、次の区分により処理する。

- ① 他の吹奏楽団等へ寄付する備品については、備品目録に払出し先を記入のうえ処理する。
- ② 使用できなくなった備品（「所有品」及び「借用品」に限る）については、常任役員に対し処分の措置を求め、2－7により処分する。
- ③ 当団において修繕若しくは改造できる備品については、常任役員に対し所要の措置を求め、必要な措置をする。

2－7（売払い及び廃棄）

（1）団長若しくは備品班の班長は、備品の処分をしようとするときは、次の区分により処理する。

- ① 売払いの処分をすることが適当と認められる備品については、売払いの措置をし、備品目録に「売払い」の記入をする。
- ② 廃棄の処分をすることが適当と認められる備品については、現品の焼却又は廃棄をし、備品目録に「廃棄」の記入をする。

（2）備品係は、処分をする備品について、団に属する備品であることを示す標示がある場合は、これを抹消し、又は除去する。ただし、特に支障がないと認められるものについては、この限りではない。（注）

（注） 「特に支障がないと認められるもの」とは、焼却または破壊等により標示が原形をとどめなくなるものをいう。

3 雑則

3－1（備品係の帳簿）

備品係は、備品目録を備え、その取扱いに係る備品についてその異動を記載する。